

第7回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和2年5月15日（金） 15：00～15：20

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、教育長、県警本部長、各部局長、防災部次長、関係課長

計22名

内 容：以下のとおり

1. 緊急事態宣言の区域変更について

（1）防災部

5月14日、政府において、緊急事態措置を実施すべき区域を変更するとともに、基本的対処方針が変更されたため、変更後の対処方針について、概要を説明（資料1）

（2）政策企画局

全国知事会『コロナ克服への道』共同声明及び中国5県移動の自粛継続宣言について説明（資料2、3）

2. 県の対応について（防災部）

県の対応及び県有施設の再開について説明（資料4、5）

3. 知事指示事項

（1）県民の皆さんへのお願い

①基本的な感染対策の継続

- ・「三つの密」を徹底的に避けること
- ・人と人との距離を確保すること
- ・マスクを着用すること
- ・手洗いなどの手指衛生を行うこと

②外出自粛

- ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいでの移動は、まん延防止の観点から極力避けること
- ・これまでにクラスターが発生しているような、接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等については、換気や消毒、入場制限を

はじめとする人と人との距離を確保する措置など、店舗側で十分な感染防止策がとられている場合を除き、外出は極力減らすこと

- ・こうしたところに外出される際には、店舗側の感染防止対策に頼るだけでなく、利用される方々が、「人と人との距離を保つこと」、「マスクの着用」、「手や指の消毒、手洗い」、「発熱等の症状がみられる場合の外出自粛」などの基本的な感染対策を徹底すること
- ・「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと

(2) イベントなど、催しものの主催者の方へのお願い

- ①引き続き、全国的かつ大規模な催しもの等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期すること
- ②開催の可否の目安は、当面、屋内であれば 100 人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数にすること、屋外であれば 200 人以下、かつ人と人との距離を十分に（できるだけ 2 m）確保できることを判断の基準とし、併せて「入退場時の制限や誘導」、「待合場所等における密集の回避」、「手や指の消毒、手洗い」、「マスクの着用」、「室内の換気」など、適切な感染防止策を取ること

(3) 事業者の方へのお願い

- ①引き続き、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組を進めること
- ②職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に進めること

(4) 施設の管理者の方へのお願い

接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等のこれまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離の確保など、感染防止策を十分に講じること

(5) 県立施設の対応

- ①休館していた県有施設のうち、10 施設については、一部条件付きのものを含めて、利用を再開したところ。5 月 16 日以降、「三つの密」を避ける対策を講じた上で、準備が整い次第、新たに 16 施設を再開する
- ②また、既に再開している 10 施設のうち、6 施設については、利用範囲を拡大する
- ③なお、県外客の利用が特に見込まれる施設は、引き続き全面的に休館する

(6) 県立学校の対応要請

学校においては、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていくために、段階的に学校教育活動を再開することが重要であると考え、県教育委員会には、

学校現場が混乱しないよう配慮した上で、休業期間を短縮し、できるだけ早く県立学校を再開するよう要請

4. 教育委員会の対応

- ・知事からの要請を受け、全ての県立学校を、5月25日から再開する
- ・現在、すべての県立学校では、5月31日までを臨時休業としているが、これを変更し、学校現場が混乱しないよう配慮した上で、休業期間を1週間短縮する
- ・併せて、段階的に学校教育活動を再開するよう計画する
- ・松江市以外の全ての県立学校では、教科指導のための分散登校を5月18日から実施するよう計画しているため、この1週間は、学校現場が混乱しないよう、臨時休業を継続の上、計画どおり、復習と基礎学力定着などのための教科指導を実施する
- ・5月25日からは、学校を再開した上で、分散登校に加え、新たに一斉登校を試行し、「三つの密」が重ならないような学校生活のルールの定着を図るなどの工夫を加える
- ・松江市内の県立学校については、5月25日に学校を再開した上で、教科指導のための分散登校を、新しく計画する
- ・松江市内の県立学校に係る6月1日以降の方針については、他地域の一斉登校の試行状況などを見て、5月27日を目途に改めて決定する

第7回島根県対策本部会議

日時：令和2年5月15日（金） 15：00～

場所：県庁6階 講堂

1. 緊急事態宣言の区域変更について

2. 県の対応について

3. 知事指示事項

【配付資料】

資料1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

資料2 「コロナ克服への道」共同声明

資料3 中国5県 移動の自粛継続宣言 ～県民の皆様へのお願い～

資料4 島根県の対応

資料5 県有施設の再開について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（北海道及び京都府については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県
の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

「コロナ克服への道」共同声明

昨日、8都道府県以外の緊急事態宣言が解除されたが、これは「終息への始まり」ではなく、新型コロナウイルスの拡大防止を図りながら経済と日常生活の復活を目指す「新たな闘いの始まり」だ。

厄介な見えない敵「新型コロナウイルス」は、国内はじめ世界をめぐり、再び新たな感染の波をもたらしてくる。緊急事態宣言継続地域はじめ、我々47人の知事は、国民や事業者、医療従事者の皆様、そして国と心一つに未曾有の難局に立ち向かうことをここに誓う！

コロナに負けない社会をつくりましょう。

手綱を緩めることなく、次なる「感染拡大の波」に備え、感染者の早期発見・追跡・入院が可能な強靱な医療提供・検査体制を構築するとともに、社会全体で「新しい生活様式」を取り入れ、メリハリをつけて社会経済活動を段階的に引き上げていくことで、「コロナに負けない」新たな日本を築きます。

新型コロナウイルス感染症に打ち克つ 「新しい生活様式」を取り入れましょう。

- ・密閉・密集・密接の「3密」は避けましょう！
- ・人との距離2m（フィジカル・ディスタンス）、こまめな手洗い、咳エチケットなど、感染防止の生活スタイルを定着させましょう！
- ・緊急事態宣言継続地域では、引き続き人との接触8割削減を目指し、不要不急の外出は自粛（ステイホーム）しましょう！
- ・テレワークや時差出勤など働き方の新しいスタイルを進めましょう！
- ・緊急事態宣言発令中は、都道府県をまたぐ不要不急の移動は控えましょう！特に、特定警戒都道府県等とその他の県との間の往来は、厳に慎みましょう！

令和2年5月15日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉 嘉門
副本部長	鳥取県知事	平井 伸治
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
本 部 員	4 3 都 道 府 県 知 事	

中国5県 移動の自粛継続宣言

資料3

～県民の皆様へ～

再び新型コロナウイルスの感染を拡大させない！

命を守るための行動をお願いします

- 緊急事態宣言解除後の**気の緩み**が**感染の再拡大**につながります。**感染予防**や**3密防止**に努めよう！
- **帰省**や**旅行**など**県境**を越えた**不要不急の移動**はやめよう！
- 特に**緊急事態宣言**の発令地域への**移動**は慎もう！

令和2年5月15日



島根県



岡山県



広島県



山口県

緊急事態措置解除に関する対応（案）

島根県対策本部決定

1. 緊急事態措置を解除する区域

県内全域

2. 緊急事態措置の解除日

令和2年5月14日(木)

3. 緊急事態措置解除後の対応

県民に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下の4点を依頼

- (1) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けること
- (2) これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと
- (3) 「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること

県有施設の再開について(案)

1. 5月9日以降再開済みの施設

No.	施設名称	既に使用が可能な施設	使用が可能となる施設		引き続き使用できない施設等	電話番号
			再開日			
1	花ふれあい公園 しまね花の郷	本館、ガラス室以外の施設	5月18日(月)	本館、ガラス室	—	0853-20-1187
2	島根県立サッカー場	ピッチ等	5月19日(火)	更衣室	—	0856-23-2644
3	島根県立浜山公園	散策路、自由広場、屋外競技施設(陸上競技場、球技場、野球場、少年野球場、テニスコート)	5月19日(火)	体育館、屋外施設付属の会議室、更衣室、ロッカールーム、クラブハウス、遊具エリア	大型遊具	0853-53-4533
4	島根県立石見海浜公園	散策路、テニスコート	5月19日(火)	遊具エリア	大型遊具、キャンプサイト、ケビン村、波子地区の一部駐車場、マリンハウス、PRコーナー	0855-28-3600
5	島根県立万葉公園	散策路、芝生広場	5月19日(火)	やすらぎの家、和風休憩所、野外和風音楽堂、遊具エリア	キャンプサイト	0856-22-2133
6	中山間地域研究センター	図書室、会議室	—	—	—	0854-76-3808
7	島根県畜産技術センター	ふれあい動物広場	—	—	—	0853-21-2631
8	島根県立西部総合福祉センター いわみーる	体育室、更衣室以外の施設	5月18日(月)	体育室、更衣室	—	0855-24-9330
9	島根県立男女共同参画センター あすてらす	ホール、研修室、情報ライブラリー	—	—	—	0854-84-5500
10	島根県芸術文化センター グラントワ	いわみ芸術劇場	—	—	石見美術館	0856-31-1860

※使用条件等の詳細は各施設にお問い合わせください

2. 5月16日以降順次再開する施設

No.	施設名称	再開日	使用を再開する施設	引き続き閉館できない施設等	電話番号
1	島根県立宍道湖自然館 ゴビウス	5月18日(月)	すべての施設	—	0853-63-7100
2	島根県立青少年の家 サン・レイク	6月1日(月)	日帰り使用のみ	宿泊棟	0853-69-1316
3	島根県立少年自然の家	6月1日(月)	日帰り使用のみ	宿泊棟、ケビン、キャンプサイト	0855-52-0716
4	島根県立八雲立つ風土記の丘	5月16日(土)	屋外施設	展示学習館、ガイダンス 山代の郷	0852-23-2485
5	島根県さくらおろち湖周辺 スポーツ施設	5月19日(火)	すべての施設	—	0854-42-9600
6	島根県立武道館	5月19日(火)	すべての施設	—	0852-22-5711
7	島根県立石見武道館	5月19日(火)	すべての施設	—	0855-23-7170
8	島根県立水泳プール	6月2日(火)	すべての施設	—	0852-26-4583
9	島根県立体育館	5月19日(火)	すべての施設	—	0855-23-1201
10	島根県立はつらつ体育館	5月21日(木)	すべての施設	—	0852-21-3253
11	島根県立図書館	5月16日(土)	予約者への貸出のみ (館内利用不可)	すべての館内施設	0852-22-5748
		5月19日(火)	学習室を除くすべての施設 (館内での閲覧不可)	学習室	
12	島根県立ふるさと森林公園	5月18日(月)	森林学習展示館、多目的広場	コテージ、テニスコート、 キャンプ場(松江市所管)	0852-66-3586
13	島根県立東部総合福祉センター いきいきプラザ島根	5月18日(月)	すべての施設	—	0852-32-5911
14	島根県民会館	5月18日(月)	すべての施設	—	0852-22-5506
15	島根県立産業交流会館 くにびきメッセ	5月18日(月)	すべての施設	—	0852-24-1111
16	島根県立産業高度化支援センター テクノアークしまね	5月18日(月)	すべての施設	—	0852-60-5100

※使用条件等の詳細は各施設にお問い合わせください

3. 引き続き全面休館する施設（主に県外客を想定した施設）

No.	施設名称	電話番号
1	島根県立しまね海洋館 アクアス	0855-28-3900
2	島根県立三瓶自然館 サヒメル	0854-86-0500
3	三瓶小豆原埋没林公園	0854-86-9500
4	島根県立古代出雲歴史博物館	0853-53-8600
5	島根県物産観光館	0852-22-5758
6	竹島資料室	0852-22-5669
7	島根県立美術館	0852-55-4700

上記1、2、3にかかる施設の再開・休館については、状況に応じて適宜見直します。